



令和8年（2026年）3月13日

第29回熊本市公文書等管理委員会の開催について

本市では、公文書管理に関し必要な事項を審議することを目的として、熊本市公文書管理条例第38条に基づき、熊本市公文書等管理委員会を設置しています。

この度、令和8年度（2026年度）における予算や本委員会開催スケジュール等を議題とし、第29回熊本市公文書等管理委員会を開催しますので、お知らせします。

- 1 日 時 令和8年（2026年）3月23日（月）10時00分～
- 2 場 所 教育センター2階 中研修室
- 3 出席者 別紙名簿のとおり
- 4 次 第
 - (1) 令和8年度（2026年度）当初予算について
 - ア 公文書館整備事業
 - イ 公文書等デジタル化推進経費
 - (2) 令和8年度（2026年度）熊本市公文書等管理委員会スケジュールについて
 - (3) その他
 - ア 学校現場における公文書管理と公文書館の活用について
 - イ 職員向け公文書管理周知啓発等について

5 傍 聴

傍聴を御希望の方は、当日9時30分までに受付を済ませてください。希望者が定員の10人を超える場合は抽選を行います。その他注意事項等は、「熊本市公文書等管理委員会傍聴要領」を御参照ください。

6 取材に関する留意事項

取材に当たっては、社名が分かる腕章等を着用してください。

【お問い合わせ先】

総務局行政管理部総務課

電話：096-328-2092

課長：那須 光也（なす みつや）

担当：主任主事・小山（おやま）

熊本市公文書等管理委員会 委員一覧（令和7年度～）

（五十音順、敬称略）

委員氏名	所属等
ウエハラ イ コウセイ	熊本県立大学総合管理学部 教授
上拂 耕生	
オガイ マサコ	崇城大学工学部 准教授
小粥 祐子	
オノ ユキコ	元・(株) 熊本日日新聞社 論説委員
小野 由起子	
サカグチ マリ	特定非営利活動法人 熊本消費者協会 理事
坂口 眞理	
スズキ ケイジュ	熊本大学 名誉教授
鈴木 桂樹	
ハラムラ ケンジ	弁護士
原村 憲司	
ヒグチ ツトム	特定非営利活動法人 くまもと災害 ボランティア団体ネットワーク代表理事
樋口 務	

熊本市公文書等管理委員会傍聴要領

(趣旨)

第1条 この要領は、熊本市公文書管理条例(令和2年条例第60号)第41条の規定に基づき、委員会の行う調査審議のうち公開して行うことができるとされた熊本市公文書等管理委員会の会議(以下「会議」という。)の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴の手続)

第2条 会議を傍聴しようとする者は、会議当日、会議の開会までに事務局に申し出、傍聴券(別紙様式)の交付を受けなければならない。

(傍聴の制限)

第3条 次の各号のいずれかに該当する者は、会議を傍聴することができない。

- (1) 凶器その他人に危害を加えるおそれがある物品、又は、看板その他示威宣伝の用に供される物品を持っている者。
- (2) 酒気を帯びていると認められる者。
- (3) その他会議の円滑な運営を妨げるおそれがある者。

第4条 熊本市公文書等管理委員会の委員長(以下「委員長」という。)は、傍聴席の都合その他必要があると認めるときは、傍聴人の数を制限することができる。

(傍聴人の守るべき事項)

第5条 傍聴人は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 会議における発言に対して拍手その他の方法により賛否を表明しないこと。
- (2) 会議の妨害になるような示威宣伝又は扇動に類する行為をしないこと。
- (3) 委員長の許可なく撮影又は録音をしないこと。
- (4) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (5) 委員長の指示に反する行為をしないこと。
- (6) その他会議の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

(傍聴人に対する退場措置)

第6条 傍聴人が前条の規定に違反し、又は会議の運営を妨げるおそれがあるときは、委員長は、これを制止し、その命令に従わないときは、退場を命ずることができる。

2 傍聴人は、前項の規定により退場を命じられたときは直ちに退場しなければならない。

(別紙様式)

令和 年(年) 月 日

傍聴券

No. _____

※本傍聴券は、当日に限り有効です。

※再入場される際は、傍聴券の提示が必要です。

【熊本市公文書等管理委員会】